

## 石川県内で被災された 農業者年金受給権者の皆様へ

このたびの能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、農業者年金の受給権者の皆様には、現況届を6月1日から6月28日までの間にご提出いただくこととなっておりますが、石川県内にお住まいの受給権者の方については、被災により現況届の提出が困難又はお住まいの住所地にある農業委員会の体制が整っていない等の事情により、令和6年6月28日までに現況届が提出できない場合であっても、年金の支払いがされないといったことはございませんので、ご安心ください。

なお、死亡、行方不明又は支給停止等の理由により、既に支払保留となっている方におかれましては、準備が整い次第、必要な届出をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農業者年金基金